

令和4年第3回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和4年3月29日（火）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

## 第3回座間市農業委員会定例総会議事録

令和4年3月29日、第3回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

### 会議に出席した委員

2	吉川	充	8	小野	たづ子
3	曾根	覚	9	井上	俊春
4	鈴木	寛幸	10	小泉	聡
5	小林	多賀雄	11	草薙	初夫
6	飯島	英勝	12	大矢	義孝
7	大木	秀春			

### 会議を欠席した委員

1 加藤 博之

### 会議に遅刻した委員

### 会議を早退した委員

### 会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- |   |      |      |
|---|------|------|
| 1 | 事務局長 | 山本浩由 |
| 2 | 次長   | 曾根和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根裕次 |
| 4 | 主事   | 高坂一史 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第5号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第6号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第11号 新規就農申請について
- 6 議案第12号 新規就農申請について
- 7 議案第13号 農用地利用集積計画について
- 8 議案第14号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 9 議案第15号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 10 議案第16号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 11 議案第17号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 12 議案第18号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 13 議案第19号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 14 議案第20号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 15 議案第21号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時30分開会

- 議長 ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。  
これより令和4年第3回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。  
それでは、本日の議事に入ります。  
本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。  
なお、1番加藤博之委員から欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。  
日程第1、議事録署名委員の指名について。  
座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、3番曾根覚委員、8番小野たづ子委員の両名を指名いたします。  
次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。
- 事務局 それでは、日程第2の諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。  
まずは、1の会務報告です。今回は、令和4年2月24日（木）から令和4年3月28日（月）までの概要でございます。  
先月、2月24日（木）、この場所におきまして、令和4年第2回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、6件、13筆の農地転用届出、農地法第5条、4件、4筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。  
議案としましては、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、2件、7筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1件、1筆、農地改良工事施工届出について、1件、1筆、農用地利用集積計画について1件、1筆の以上5議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。  
続きまして、3月8日（火）には井上会長と小泉職務代理が出席し、市長応接室において、市長へ、有害鳥獣捕獲用の箱わなを寄贈しました。  
3月22日（火）には農地部会を開催しております。農地部会では、本日の議案に対し事前協議を行いました。  
続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計6件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より報告がございました。  
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第5号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第6号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 　　日程第3、報告第5号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年3月29日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

続きまして、日程第4、報告第6号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年3月29日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

詳細につきましては資料をご覧くださいと思います。

発行件数でございますが、法第4条届出につきましては、畑が2筆、地積、151.14㎡、筆数の合計が2筆、地積の合計が151.14㎡、届出件数が2件。

法第5条届出につきましては、田が1筆、地積、23㎡、畑が4筆、地積、3,991㎡。筆数の合計が5筆、地積の合計が4,014㎡、届出件数は5件です。

以上です。

議長 　　ただいま、まとめて報告がございました。  
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第11号、新規就農申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第11号、新規就農申請について。

別紙記載の新規就農申請は、座間市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき、新規就農者として適切と認められるので議決を求めます。

令和4年3月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は3ページをご覧ください。

申請人ですが、座間市立野台一丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さんです。

■■■■■さんは、現在48歳で、令和3年4月から、かながわ農業アカデミー技術専修科に通い、栽培方法や土壌肥料、病害虫、農業機械の取扱いのほか、農業気象や農業簿記、農業法規等、農家として必要な知識や技能を習得されました。また、藤沢市の農園で果樹栽培の実務研修も行いました。

今月でアカデミーを卒業見込みである証明書が申請書に添付されております。

就農後はブドウとブルーベリー、自然薯、ソバを作付し、所得目標は、5年後までに260万円です。

耕耘機、バックホーなどの機械は既に確保しており、今後は果樹棚や防鳥棚、ビニールハウスの設備投資を行う予定です。

その他、農薬散布の際のドリフトには十分配慮すること、地域の共同作業への積極的な参加も行うとのことでした。

お配りしてあります資料があるのですがけれども、新規就農に係る営農計画書というものをご覧ください。

そちらに■■■■■さんの営農計画書がありまして、そちらをご確認いただければと思います。今言ったような内容が記載されております。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ただいま、議案第11号、新規就農申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、先月の農振部会において協議・検討されております。

小林多賀雄部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農振部会長

提出された書類を見て検討しました結果、問題はないと思いますので、報告いたします。

議長

農振部会長の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よ

ろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第11号、新規就農申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第11号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第12号、新規就農申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第12号、新規就農申請について。

別紙記載の新規就農申請は、座間市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき、新規就農者として適切と認められるので議決を求めます。

令和4年3月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は4ページをご覧ください。また、お配りしております営農計画書も併せてご覧いただきたいと思います。

申請人でございますが、大和市中央林間西五丁目■■■■にお住まいの■■■■さんでございます。

■■■■さんは、現在59歳でして、今井さんと同じく、令和3年4月から、かながわ農業アカデミー技術専修科に通い、農家として必要な知識や技能を習得されました。

農家実務研修では、大木秀夫農地利用最適化推進委員の指導の下、露地野菜の播種から収穫、出荷調整、販売まで一通りの作業を経験しました。

■■■■さんにつきましても今月でアカデミーを卒業見込みである証明書が申請書に添付されております。

就農後は、秋、冬の露地野菜を中心に作付し、所得目標は年間200万円でございます。

農業機械については、管理機、刈払機等は既に確保しており、今後、必要な機械は、レンタルも含め用意する予定でございます。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第12号、新規就農申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、先月の農振部会において協議・検討されております。

小林多賀雄部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農振部会長 先月、書類を出していただきまして、それを農振部会で検討した結果、適切である  
ということで認めました。

以上です。

議 長 ただいまの農振部会長から話がございましたとおり、先月、 さん、それから  
 さんご両名を農振部会に参列いただきまして、個々に面接をさせていただきました。  
書類と本人の面接内容を含めた中で、農振部会のほうでご判断をいただきました  
ので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、ただいまの農振部会長の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質  
疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第12号、新規就農申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部  
会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第13号、農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第7、議案第13号、農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認  
を求めます。

令和4年3月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は5ページをご覧ください。

こちらの農用地利用集積計画でございますが、農業経営基盤強化促進法に基づいて、  
市が基本的構想を定め、農作業や農地の管理を任せたい農地所有者と、農地を借りて  
経営規模を拡大したい希望を持つ農業者との間に市が入り、農地の貸し借り等を農地  
法によらずに行うもので、農地の流動化、集約化を図り、農作業の効率化等を図る事  
業でございます。

申請人でございますが、番号1、貸人、 。住所、座間市栗原中央一丁目



■。

所在地、栗原字中丸 ■ の一部、地目、畑、地積、1,600㎡。利用権の種類は使用貸借。

借人、 ■ 。住所、座間市立野台一丁目 ■ 。

番号2、貸人、 ■ 。住所、座間市栗原中央一丁目 ■ 。

所在地ですが、栗原字中丸 ■ の一部、地目、畑、地積、600㎡。利用権の種類は使用貸借。

借人ですが、 ■ 。住所が、大和市中央林間西五丁目 ■ 。

番号3、貸人、 ■ 、住所、座間市栗原中央一丁目 ■ 。

農地の所在地が、栗原字小池東原 ■ 、地目、畑、地積、971㎡。利用権の種類は使用貸借。

借人は、 ■ さんでございます。

3筆とも、始期は令和4年4月1日から。終期は令和6年12月31日の、期間は2年10箇月間でございます。

案内図につきましては、6ページから8ページに記載をしております。

座間厚生病院の南側にある畑、2筆の一部、それから、グリーンメモリアル座間、北側にある畑、1筆でございます。

この農用地利用集積計画につきましては、借手側の審査をしていただくこととなりますが、借人の ■ さんと ■ さんは、先ほど新規就農の決定をいただきましたので、説明は省略させていただきます。

今回の農用地利用集積計画では、貸人が3人、借人が2人、筆数が3筆、面積が3,171㎡の利用集積計画となりました。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、議案第13号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

　　ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

大木委員 　　この2番なのですけれども、図面のほうの2番は場所が違うのではないですか。違うような気がします。

事務局 　　確かに、ここは夏はヒマワリが植わっているところですね。

大木委員 　　そうです。

事務局　　なので、もしかしたらもっと西側かもしれません。ただ、筆は同じ筆で、行っているところはもっと西側かもしれません。少しそこは確認します。場合によってはこれも修正を、これが終わったら関係機関に一部、この資料を提出するのですけれども、送付する前に確認をして、対応して、それを送ります。

ありがとうございます。

議長　　よろしいですか、大木委員。

大木委員　はい。

議長　　その他よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第13号、農用地利用集積計画について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長　　挙手全員。よって、議案第13号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第14号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について及び日程第9、議案第15号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、日程第10、議案第16号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、以上3議案は関連がございますので、一括議題といたします。

なお、採決については個別に行いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局　　日程第8、議案第14号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和4年3月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

続きまして、日程第9、議案第15号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和4年3月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

続きまして、日程第10、議案第16号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和4年3月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料ですが9ページから11ページをご覧ください。

譲渡人ですが、まず議案第14号につきましては、座間市栗原 [ ] にお住まいの [ ] さん。

議案第15号につきましては、座間市小松原一丁目 [ ] にお住まいの [ ] さん。

議案第16号は、座間市栗原 [ ] にお住まいの [ ] さん、 [ ] さん、 [ ] さんでございます。

譲受人は、いずれも、座間市立野台一丁目 [ ] にお住まいの [ ] さんでございます。

土地につきましては、議案第14号が、栗原字中丸 [ ]、地目、畑、地積、985㎡。議案第15号が、栗原字中丸 [ ]、地目、畑、地積、501㎡。議案第16号が、栗原字中丸 [ ] 地目、畑、地積、500㎡でございます。

案内図につきましては、資料12ページをご覧ください。

芹沢公園西側に位置する市街化調整区域の畑、3筆でございます。

譲受人の [ ] さんは、先ほど新規就農の決定、それから、利用集積により利用権の設定のご決定をいただきました。先ほどの利用集積計画での耕作面積、1,600㎡と、この3条での3議案についての農地取得面積、1,986㎡、こちらを合わせますと、計面積が合計3,586㎡となり、下限面積要件を満たします。

経営状況等については先ほどご審議いただきましたので省略をいたします。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、議案第14号及び議案第15号、議案第16号の提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 本件は、22日の農地部会において現地を確認いたしまして、特に問題ないというこ

とで、農地部会としては承認したいと思います。

以上。

議 長 議案第14号及び議案第15号、議案第16号の地区担当委員は曾根覚委員です。  
地区担当委員としての発言を求めます。

曾 根 委 員 先日、現地を見てまいりました。農地部会長が言われるとおり、何ら問題ないと思  
います。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑、  
ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

まず、議案第14号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長  
報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手  
を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第14号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第15号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長  
報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手  
を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第15号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第16号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長  
報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手  
を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第16号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第11、議案第17号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の  
確認について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第11、議案第17号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認につ  
いて。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、大和税務署から確認の依頼があったので承認を求めます。

令和4年3月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は13ページをご覧ください。

相続人でございますが、座間市座間2丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さん。相続開始年月日が平成13年10月11日。理由は、20年経過でございます。

農地の所在地ですが、番号1、座間2丁目■■■■■、地目、田、地積、991㎡。番号2、座間2丁目■■■■■、地目、田、地積、809㎡。番号3、座間2丁目■■■■■、地目、田、地積、846㎡。番号4、座間2丁目■■■■■、地目、田、地積、1,031㎡。番号5、新田宿字向新田■■■■■、地目、畑、地積、813㎡。番号6、座間2丁目■■■■■、地目、畑、地積、909㎡。番号7、座間2丁目■■■■■、地目、畑、地積、135㎡の合計地積、5,534㎡でございます。

この制度は、相続人が農地を相続した場合に、納税者の選択により受けられる制度でございまして、相続税の納税猶予の特例の適用を受けた相続税額は、農業相続人が20年間、農業経営を継続した場合に免除されることになります。

今回、座間2丁目にお住まいの■■■■■さんの件でございますが、平成13年に農地を相続し、合計7筆、地積、5,534㎡について、相続税の納税猶予の適用を受け、ここで20年を経過することになります。

場所につきましては、資料の14ページから17ページをご覧ください。

旧鳩川プール東側の畑と、その南側に位置する田、西中学校、東側にある畑、それから、主要地方道藤沢座間厚木線南側の土手近くにある畑でございます。

■■■■■さんですが、市内で約8,900㎡の農地を耕作おり、耕耘機、トラクター、田植機等、一通りの農機具を所有しており、意欲的に営農されている方でございます。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしく願いたします。

議長 　　ただいま、議案第17号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長　この物件についても、22日の農地部会で確認をしております。番号順に少し話をさせてもらいます。

①、②は田でありまして、既に耕耘が済んでおります。

それから、③については田なのですけれども、一部、ソラマメが端に植えてあるというような状況でした。

それから、④については、やはり④も田なのですけれども、一部、ダイコン、ナバナ、麦が植えられている状態でした。残りは耕耘してあります。

それから、⑤については、これは畑でして、ネギが植わっておりました。

それから、⑥、⑦も畑でして、キャベツ、タマネギ等が植えられておりました。

特に変わったことはなく、問題ないというふうに判断します。

以上です。

議 長 議案第17号の地区担当委員は小林多賀雄委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

小 林 委 員 部会長の言われるとおりで、畑はきれいに管理されております。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第17号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第17号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第12、議案第18号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について議題といたします

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第12、議案第18号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、大和税務署から確認の依頼があったので承認を求めます。

令和4年3月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は18ページをご覧ください。

相続人でございますが、座間市座間1丁目■■■■にお住まいの■■■■さん。相続開始年月日が平成13年11月21日。理由は、20年経過でございます。

特例農地の所在地ですが、番号1、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、234㎡。番号2、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、714㎡の合計地積、948㎡でございます。

座間1丁目にお住まいの■■■■さんですが、平成13年に父の■■■■さんから農地を相続し、合計2筆、地積、948㎡について、相続税の納税猶予の適用を受け、ここで20年を経過することになります。

場所につきましては、資料の19ページをご覧ください。

西中学校、西側にある田、2筆でございます。

■■■■さんですが、市内と、それから相模原市で約2,100㎡の農地を耕作しており、耕耘機、トラクター、田植機等、一通りの農機具を所有しており、営農されている方でございます。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、議案第18号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長　この2件については、田なのですけれども、きれいに耕耘されていて、きちんとした管理がされていて特に問題はありません。

以上です。

議 長 　　議案第18号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員　今の部会長報告のとおりです。問題ないと思います。

議 長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第18号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第18号は原案のとおり承認することに決しました。  
次に、日程第13、議案第19号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について  
議題といたします

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第13、議案第19号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。  
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を  
引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年3月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は20ページをご覧ください。

申請人ですが、座間市入谷西四丁目 [ ] にお住まいの [ ] さん。引き続き  
農業経営を行っている期間は、令和31年4月26日から令和4年3月29日まで。

特例適用農地ですが、番号1、入谷西4丁目 [ ]、地目、田、地積、641㎡で  
ございます。

本件、入谷の [ ] さんからの申請でございます。

[ ] さんは、平成15年の相続により、案内図21ページ、入谷の自宅裏、西側の生産  
緑地、畑、1筆の相続税納税猶予を受け、今回5回目の引き続きの証明になります。

[ ] さんが所有する農地はこの1筆のみで、耕耘機を所有し、管理しております。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第19号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理  
由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 これも22日に確認をしております。この21ページの図の太線で囲っている部分は、  
柵が全部つけられていて、入り口は鍵がかかってしまっていて中に入れられない状態でした。  
だから、外で見える範囲ですが、全体はきれいに耕耘されています。それで一部、  
この地番が書いてある [ ] の辺りにキャベツ、それからネギが植えられておりました。  
特に問題ないと思います。

以上です。

議長 議案第19号の地区担当委員は鈴木寛幸委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。



鈴木委員 ただいま部会長が報告されたとおり、ネギやキャベツ、それから、周りにはナバナが若干、今現在、花が咲いているような状況で、耕作についても耕耘がきちんとされており、何ら問題はないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第19号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第19号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第14、議案第20号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第14、議案第20号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年3月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は22ページをご覧ください。

申請人ですが、座間市栗原中央三丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、平成31年4月26日から令和4年3月29日まで。

特例適用農地ですが、番号1、栗原中央4丁目■■■■■、地目、田、地積、369㎡。番号2、栗原中央4丁目■■■■■、地目、田、地積、310㎡。番号3、栗原中央4丁目■■■■■、地目、田、地積、195㎡。番号4、栗原中央4丁目■■■■■、地目、田、地積、178㎡。番号5、栗原中央4丁目■■■■■、地目、田、地積、310㎡、合計、5筆の、地積、1,362㎡でございます。

栗原の■■■■■さんからの申請でございます。

場所につきましては、資料の案内図23ページをご覧ください。

主要地方道藤沢座間厚木線北側にある田の、合計、5筆でございます。現況は畑でございます。

■さんにつきましては、平成24年に夫の■さんから相続を受け、相続税の納税猶予を受けられました。目久尻川沿いの畑を息子さんとともに耕作しております。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第20号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 地図の上では、はっきりとこのような区分がされていますけれども、実際の畑は少し分からないというか、区分がどうなっているかというのが分からないような状態なので詳細まで詰めていないのですけれども、中に植わっていたものとしては、タマネギ、キヌサヤが植わっています。大体■から■の辺りです。あと、ほかの空き地はきれいに耕耘されていて、問題ない状態になっております。

以上です。

議長 　　議案第20号の地区担当委員は曾根覚委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾根委員 　　先日、見てまいりました。部会長が言われたとおり、タマネギ等が植えてありまして、何も植えていないところはきちんときれいに耕耘されておりましたので、問題ないと思います。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第20号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第20号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第15、議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第15、議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年3月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は24ページをご覧ください。

申請人ですが、座間市新田宿■■■■■にお住まいの■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、平成31年3月27日から令和4年3月29日まで。

特例適用農地は、番号1、新田宿字中屋敷■■■■■、地目、田、地積、753㎡でございます。

新田宿の■■■■■さんからの引き続きの証明の申請でございます。

■■■■■さんは、平成21年に祖母が亡くなり、生産緑地1筆の納税猶予を受け、今回4回目の引き続きの申請でございます。

案内図は25ページでございます。

■■■■■さんの自宅裏の生産緑地の田及び畑になります。

農業経営でございますが、現在、会社に勤めながら専業農家のお父様と奥様と一緒に、田を中心に約3反耕作されている方でございます。

農機具についても、トラクター、田植機等を所有され、良好に耕作されております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ただいま、議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長

ここは、田と畑なのですが、この25ページの図で、下側の約4分の1が畑で残りが田という形で、耕作は、何も植えていなく空き地になっておりますけれども、耕耘されていて、きれいな状態でした。

以上です。

議長

議案第21号の地区担当委員は大矢義孝委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大 矢 委 員      ただいま部会長が報告された、そのとおりであります。問題ないと思います。  
以上です。

議      長      農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑  
ございませんか。よろしいですか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

議      長      それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。  
議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告  
は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求  
めます。

（賛成者挙手）

議      長      挙手全員。よって、議案第21号は原案のとおり承認することに決しました。  
以上で、議案審議は全て終了いたしました。  
委員の皆様、推進委員の皆様、ここで何かご意見、ご質問等ありましたらよろしく  
お願いいたします。よろしいですか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

議      長      それでは、事務局から何かございましたら。  
事 務 局      では、お配りした資料をご説明いたします。

まず、新規就農の申請書、営農計画書でございますけれども、こちら先ほどご承認  
いただきましたが、座間市では本当にもう久々の新規就農、ここで就農することにな  
ります。しかも2名就農することになりましたので、これから、お二方にとっては  
スタートラインにやっと立ったということでございますから、今後も皆様、少し気  
にかけていただいて、計画が頓挫しないようにサポートしていただければと思っております。

次に、あっせん希望農地調査書でございます。

こちらにつきましては、東原、小池のところですか。こちらが、どなたか買って頂け  
る方はいませんかということでご相談があったものでございます。少し探していただ  
いて、来月の総会にご提出いただければと思っております。

続きまして、特定農地貸付けの廃止案内図というものをお配りしております。そち  
らをご覧くださいと思います。

こちらの農地は、特定農地の貸付けの契約をしております、実際に何に使っているかといいますと、県と伊勢原市のNPO法人、そちらが協定を結びまして、市民農園的みたいなものを開くというようなのをやっておりましたが、ここで契約が終了したということで、農地の所有者に返還があったものでございます。

今まで借りていた人は、ファームパーク湘南というNPO法人でございました。そこの契約が今回、県との契約が終了ということでございます。

ここの所有者は、農協の理事をやられている ■■■ さんなのですが、実は ■■■ さんから相談がありまして、どなたかやってくれる人はいないかということで話があったものでございます。

どなたか、近くで、ここをやってもいいよという方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまでご連絡をいただければと思います。

続きまして、令和4年度農林業施策に関する予算ということでお配りをしてございます。

農業委員会に関する予算がこの色が変わっているところです。それから、下の白い部分、こちらが市長部局である農政課の予算でございます。

簡単に説明をいたしますと、農業委員会に関する予算で、今年度、新たに予算計上したものが、農業委員会用のタブレット端末を導入する予定でございまして、そちらの経費です。タブレット端末代、端末の購入代と、それから、Wi-Fi環境ではなくて、携帯電話と同じ通信回線を使いますので、その通信料を計上しております。こちらは、全額、国の交付金で購入をする事業でございまして、座間市は3台導入する予定でございます。想定としては、農地パトロールの際にこれを現場に持っていていただいて、ご活用いただこうかと思っています。

これで何ができるかといいますと、航空写真ですとか、そういったものが全部搭載されておりますので、現場に行ってここは荒れているなどという、そういったものが全て入力できるようになっております。それが事務局のほうにある端末に全部情報が共有されて、皆さんで同じものを、同じ状態で見ることができるというようなものでございます。

農地パトロールもそうなのですが、一番、活用していただきたいのは、この農地は貸付けを希望しているですとか、誰か行ってほしい人を探しているという、そういう情報が全部入るので、そこで貸し借りにつなげられるのではないかとというよう

なことを一番、期待をしております。

いずれにしても、国のほうとしては、農地の集約化、そういったものを進めるために、全国の農業委員会にタブレット端末を令和4年度中に配布するという事業で、この事業に交付金がついたものでございます。また導入が決まりましたらご連絡をいたします。

それから、農政課のほうでございますけれども、あまり去年と変わりはないのですが、農業総務管理経費というところで、農業委員改選が来年、皆さんの任期が7月いっぱいということなのですが、選考の準備を今年から、実は、事務局のほうでは始める予定でございます。恐らく10月、11月ぐらいからはいろいろ下準備をしてくるかと思っております。また地元でいろいろ調整をされていくことかと思っておりますけれども、その際はよろしく願いいたします。

あと、工事は特に予定はありませんが、修繕費を多く確保しております。水路の老朽化が激しく、やはりあちらこちら、がたがたしておりますので、少し修繕費は昨年より多く要望いたしまして、対応していく予定でございます。

簡単ではございますが、来年度の農業施策に関する説明は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より予算関係等を含めた説明がございました。何かご質疑はございませんか。

小泉委員 　　農業委員関係費に962万2,000円。これは農業委員の人件費も入っているということですね。

事務局 　　はい。

小泉委員 　　それプラスのタブレット端末ということですね。

事務局 　　おっしゃるとおりです。

小泉委員 　　分かりました。

議長 　　そのほかよろしいですか。

鈴木委員 　　少し申し訳ないのですが、私は初めてなので、少し上のほうから具体的に説明をしていただければありがたいと思っております。

議長 　　内容の全部ですか、一から。

鈴木委員 　　全部ではなくてもいいのです。では申し上げますけれども、景観植栽事業費、今年度はどのようなことをやったのか。また、来年度はどうか。あと、基盤促進強化事業費と、農振地域整備計画管理運営事業費、それから、地産地消促進事業費、あと

は下のほうの2件、農業生産基盤整備事業費と、その下の用水路等管理事業費、この程度。それほど細かなくてもいいです。概略どういうものかということをお教えいただけますか。

議長 6点ですね。

では、説明を

資料を準備しますので、暫時休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時41分再開

議長 それでは、暫時休憩を解きまして、先ほどのご質問のご回答させていただきます。

事務局 先ほどお問合せいただいた事業について、それぞれ概要をご説明させていただきます。

初めに、農地景観植栽事業でございますけれども、こちらについては、座間市ひまわり推進協議会がでございますので、そこに対する運営費の補助金でございます。

次に、農業経営基盤強化促進事業費ですけれども、こちらにつきましては、座間市地域農業再生協議会という協議会に対する交付金の交付でございます。

それから、農業振興地域整備計画管理運営事業費ですけれども、こちらにつきましては、農業振興地域整備促進協議会、こちらの協議会の委員への報酬でございます。

それから、地産地消促進事業費、こちらにつきましては、座間市農業生産振興対策補助金で、出荷手数料に対する補助を出しております。

次に、農業生産基盤整備事業費でございますが、こちらにつきましては、要はシステムです。農業用のシステムの維持管理の関連費とか、その賃借料でございます。

最後に、農業用水路等の管理事業費ですけれども、こちらは、サイフォンが二つあります。四ツ谷と入谷のサイフォン。こちらのサイフォンを隔年で交互に浚渫をしています。サイフォンで汚泥が下にたまるので、それを2年に1度ずつ交互に浚渫しています。ここのサイフォンについては、四ツ谷と入谷で規模が全然違うので、隔年ごとに、サイフォンによって係る費用が、委託料が違うので、新年度については、規模が小さいほうの四ツ谷のサイフォンの汚泥処理を行いますので、今年度実施した入谷のサイフォンの処理と比較すると委託料が減額ということでございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

その他いかがですか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、以上で、令和4年第3回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時45分閉会



以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長

3 番

8 番